

日本政策金融公庫 中小企業事業 の

クロスボーダーローン

～海外展開・事業再編資金～

経済の構造的変化等に適応するために国内中小企業者等（国内親会社）と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人を支援する制度です。

本制度の特徴

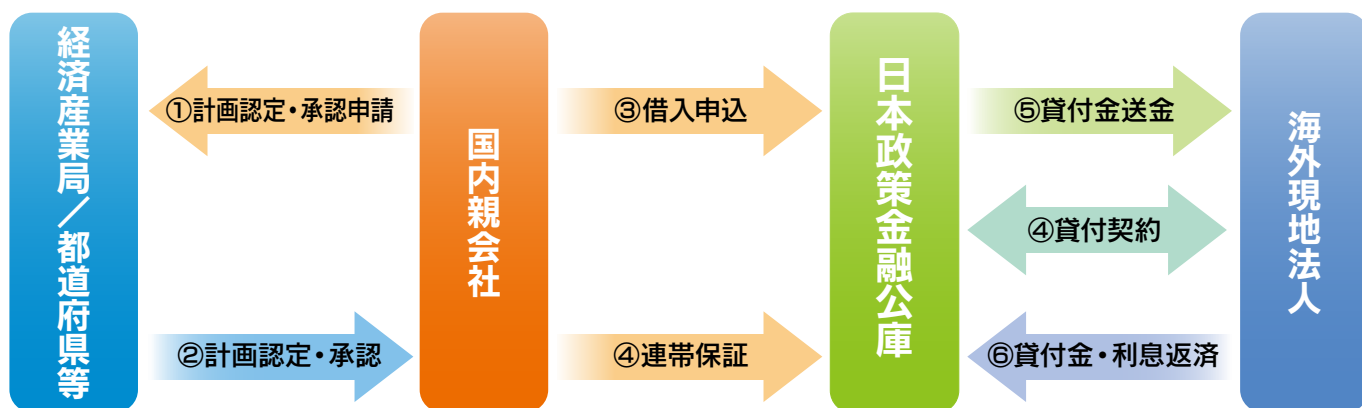
国内親会社の
財務体質改善

海外現地法人が国内親会社から資金調達（出資受入や借入等）する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化できます。

長期安定資金

融資期間は設備資金20年以内（米ドルの場合15年以内）、運転資金10年以内で長期の安定資金としてご利用いただけます。

本制度のスキーム図



本制度のご利用条件・商品概要

ご利用いただける方 ^(注1)	次の1～3のいずれかに当てはまる方 1 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認を受けた特定事業者 ^(注2) の海外現地法人 2 中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受けた特定事業者の海外現地法人 3 地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた特定事業者またはみなし特定事業者 ^(注3) の海外現地法人
ご利用いただける資金 ^(注4)	設備資金および長期運転資金
ご利用いただける海外現地法人の所在国・地域	タイ、ベトナム、香港 ^(注5) 、シンガポール、フィリピンまたはメキシコ
ご利用いただける通貨	日本円または米ドル
融資限度額	直接貸付 14億4千万円 (米ドルの場合は公庫所定の為替レートで円換算して計算します。)
融資利率 ^(注6) ^(注7)	4億円まで 基準利率-0.9% 4億円超 基準利率
融資期間	■ 設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) ^(注8) ■ 運転資金 10年以内 (うち据置期間2年以内)
保証人	国内親会社 (特定事業者またはみなし特定事業者) の連帯保証が必要となります。

(注1) ご利用いただける海外現地法人は、国内親会社からの出資比率が50%以上等の要件を満たすことが必要となります。

(注2) 特定事業者：中小企業等経営強化法または地域未来投資促進法に定める特定事業者をいいます。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

(注3) 地域経済牽引事業計画の申請時に特定事業者であって、同計画の終了までの間に特定事業者でなくなった企業。

(注4) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金および人材確保に必要な資金を含みます。

(注5) 香港に所在する企業の場合には、資本金等に一定の要件がございます。

(注6) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。

なお、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。

(注7) 米ドルの場合は、貸付期間に応じて所定の利率が加算されます。

(注8) 米ドルの場合は、貸付期間が15年以内 (うち据置期間2年以内) となります。

ご利用にあたっての留意事項

- ご利用にあたっては、日本公庫による所定の審査が必要です。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。
- ご利用にあたっては、外国為替を取扱うことのできる預金口座が必要となります。
- ご返済にあたっては、所定の外国為替関係手数料が必要となります。
- ご返済にあたっては、貸付通貨が円貨・外貨いずれの場合においても個別のお振込手続きが必要となります。
- ご返済はご融資した通貨にて行っていただくことになります。
- 外国為替相場の変動により債務の現地通貨建ての価値が変動し、為替差損益が発生する可能性があります。
- 保証人たる国内親会社が海外現地法人の代理人となり、ご融資にかかる各種手続きを行っていただきます。

上記は本制度の概要です。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口または事業資金相談ダイヤルにお問い合わせください。



本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4
<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ窓口

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ！公庫)
 0120-154-505